

施設整備地域連絡協議会設置要綱一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会設置要綱</p>	<p>施設整備地域連絡協議会設置要綱</p>
<p>(設置) 第1条 小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「3市」という。）が東大和市桜が丘2丁目122番地の2に共同設置を合意した<del>する</del>（仮称）3市共同資源物処理施設（以下「施設」という。）の建設に関し、3市及び小平・村山・大和衛生組合（以下「衛生組合」という。）と地域住民がとの相互の理解を図るとともに地域の良好な環境の維持、向上及び安全の確保を図ることを目的としてため、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 小平市、東大和市及び武蔵村山市（以下「3市」という。）が東大和市桜が丘2丁目122番地の2に共同設置する（仮称）3市共同資源物処理施設の建設に関し、3市及び小平・村山・大和衛生組合と地域住民との相互の理解を図るとともに地域の良好な環境の維持、向上を図るため、施設整備地域連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p>
<p>(所管事項) 第2条 この協議会は、次の事項について、協議を行う。 (1) <del>（仮称）3市共同資源物処理施設の</del>内容機能の一部に関すること。 (2) <del>（仮称）3市共同資源物処理施設の</del>周辺環境への配慮に関すること。 (3) 3市地域の廃棄物処理に関すること。 (4) その他、協議会の目的達成のために必要な調整に関すること。 <u>2 前項の協議は、包括的な廃棄物処理と連携して実施する。</u> <u>3 協議会で協議した内容は、3市市長及び衛生組合管理者へ報告する。</u></p>	<p>(所管事項) 第2条 この協議会は、次の事項について、協議を行う。 (1) （仮称）3市共同資源物処理施設の機能の一部に関すること。 (2) （仮称）3市共同資源物処理施設の周辺環境への配慮に関すること。 (3) 3市地域の廃棄物処理に関すること。 (4) その他、協議会の目的達成のために必要な調整に関すること。</p>
<p>(構成) 第3条 この協議会は、次の各号に掲げる委員（以下「委員」という。）で組織する。 (1) 周辺地域自治会の代表者 1自治会につき1人 (2) 周辺地域のマンション等の管理組合の代表者 1管理組合につき1人 (3) その他周辺地域において、(1)に掲げる自治会及び(2)に掲げる管理組合を有しない地域の住民団体の代表者 1団体につき1人 (4) 3市の清掃担当課長、及び小平・村山・大和衛生組合の計画担当課長及び同相当職 2 前項第1号から第3号までに規定する周辺地域とは、東大和市内の東大和市桜が丘2丁目122番地の2の施設整備用地から半径800mの範囲の地域とする。 3 第1項第1号から第3号までに規定する委員（以下「地域委員」という。）を選出した自治会、管理組合及び団体（以下「団体等」という。）は、書面により当該団体選出地域委員の氏名、その他必要と認める事項を小平・村山・大和衛生組合管理者に届け出るものとする。</p>	<p>(構成) 第3条 この協議会は、次の各号に掲げる委員（以下「委員」という。）で組織する。 (1) 周辺地域自治会の代表者 1自治会につき1人 (2) 周辺地域のマンション等の管理組合の代表者 1管理組合につき1人 (3) その他周辺地域において、(1)に掲げる自治会及び(2)に掲げる管理組合を有しない地域の住民団体の代表者 1団体につき1人 (4) 3市の清掃担当課長及び小平・村山・大和衛生組合の計画課長 2 前項第1号から第3号に規定する周辺地域とは、東大和市内の東大和市桜が丘2丁目122番地の2の施設整備用地から半径800mの範囲の地域とする。 3 第1項第1号から第3号までに規定する委員（以下「地域委員」という。）を選出した自治会、管理組合及び団体（以下「団体等」という。）は、書面により当該団体選出委員の氏名、その他必要と認める事項を小平・村山・大和衛生組合管理者に届け出るものとする。</p>

<p>4 <u>地域委員の任期は、地域委員が所属する団体等の定めるところによる。</u></p>	<p>4 委員の任期は、委員が所属する団体等の定めるところによる。</p>
<p>(会長及び副会長)  第4条 地域委員の中から互選により会長1人、副会長1人を選出し、任期は1年とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u>  2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。  3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  4 会長及び副会長が地域委員でなくなった場合には、<u>その地位を失う。</u></p>	<p>(会長及び副会長)  第4条 地域委員の中から互選により会長1人、副会長1人を選出し、任期は1年とする。  2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。  3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
<p>(会議)  第5条 <u>会議は、会長が必要に応じ招集する。</u>  2 <u>会議の進行は会長が務める。</u>  3 団体等は、必要に応じて、<u>会議に地域委員のほか一の団体等について1人まで、団体等選出の専任者を置くことができる。</u>  4 <u>地域委員又は専任者が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、同一の団体等から選任された他の者が代理者として出席することができる。</u>  5 会長は、必要に応じて、<u>会議に委員及び専任者以外の者の出席を求めることができる。</u>  6 <u>会議録の作成にあたり、会長、副会長の確認後、速やかに委員及び専任者に送付する。また、次条第1項の規定により会議が非公開となったものを除き、会議録は衛生組合のホームページにおいて公開する。</u></p>	<p>(会議)  第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。  2 団体等は、必要に応じて、協議会に委員のほか一の団体等について1人まで、団体等選出の専任者を置くことができる。  3 会長は、必要に応じて、協議会に委員及び専任者以外の者の出席を求めることができる。</p>
<p>(会議の公開)  第6条 会議は、<u>原則公開とする。</u>ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。  2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(会議の公開)  第6条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。  2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>(庶務)  第7条 協議会の庶務は、<u>小平・村山・大和衛生組合事務局が行う。</u></p>	<p>(庶務)  第7条 協議会の庶務は、小平・村山・大和衛生組合事務局が行う。</p>
<p>(その他)  第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、協議会の議を経て、会長が定める。</p>	<p>(その他)  第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項については、協議会の議を経て、会長が定める。</p>
<p>附 則  この要綱は、平成26年2月12日から施行する。  附 則  <u>この要綱は、平成26年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則  この要綱は、平成26年2月12日から施行する。</p>